高雄日本人学校いじめ防止基本方針

1　いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

○　全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
○　全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにする。
○　学校、家庭、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。
○　いじめの早期発見・解消、根絶のため、教職員が児童生徒一人一人にしっかりと向き合い、きめ細かな指導を行えるよう努める。
○　全教育活動を通して、自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりをもって他者と協力しようとする態度を培い、いじめをしない、許さない児童生徒を育む。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

①　いじめの防止
- 教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- 児童生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②　いじめの早期発見
- いじめの早期発見のための体制を整備する。
- 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- 日常的に教職員が児童生徒一人一人にしっかりと向き合えるようにするとともに、定期的に教育相談等を実施し、児童生徒一人一人の悩みを把握し、きめ細かな指導を行う。

③　いじめ解消のための組織的対応
- いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- いじめを受けた児童生徒の心のケアに配慮し、必要に応じ保護者と相談の上でスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行うなど、きめ細かな対応に努める。
- いじめを受けた児童生徒、保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- 必要に応じて関係機関等との連携を図る。

④　家庭との連携
- 家庭と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- 家庭に対し、児童生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害、被害に関わる心配がある場合には学校との連携に努めることについて啓発を行う。

⑤　全教育活動を通した道徳教育の充実

・全教育活動を通した道徳教育の充実を図り、特に人権や生命を大切にするとともに、思いやりをもって他者と協力する態度を培う。

2　学校におけるいじめ防止等の取組について

（1）組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員はいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合には本組織を主体として行う。なお、学校長は必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくても開催するなど弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関等と連携を図りながら対応にあたる。

≪いじめの発見・相談・報告・連携・協議・指導・支援の体制≫

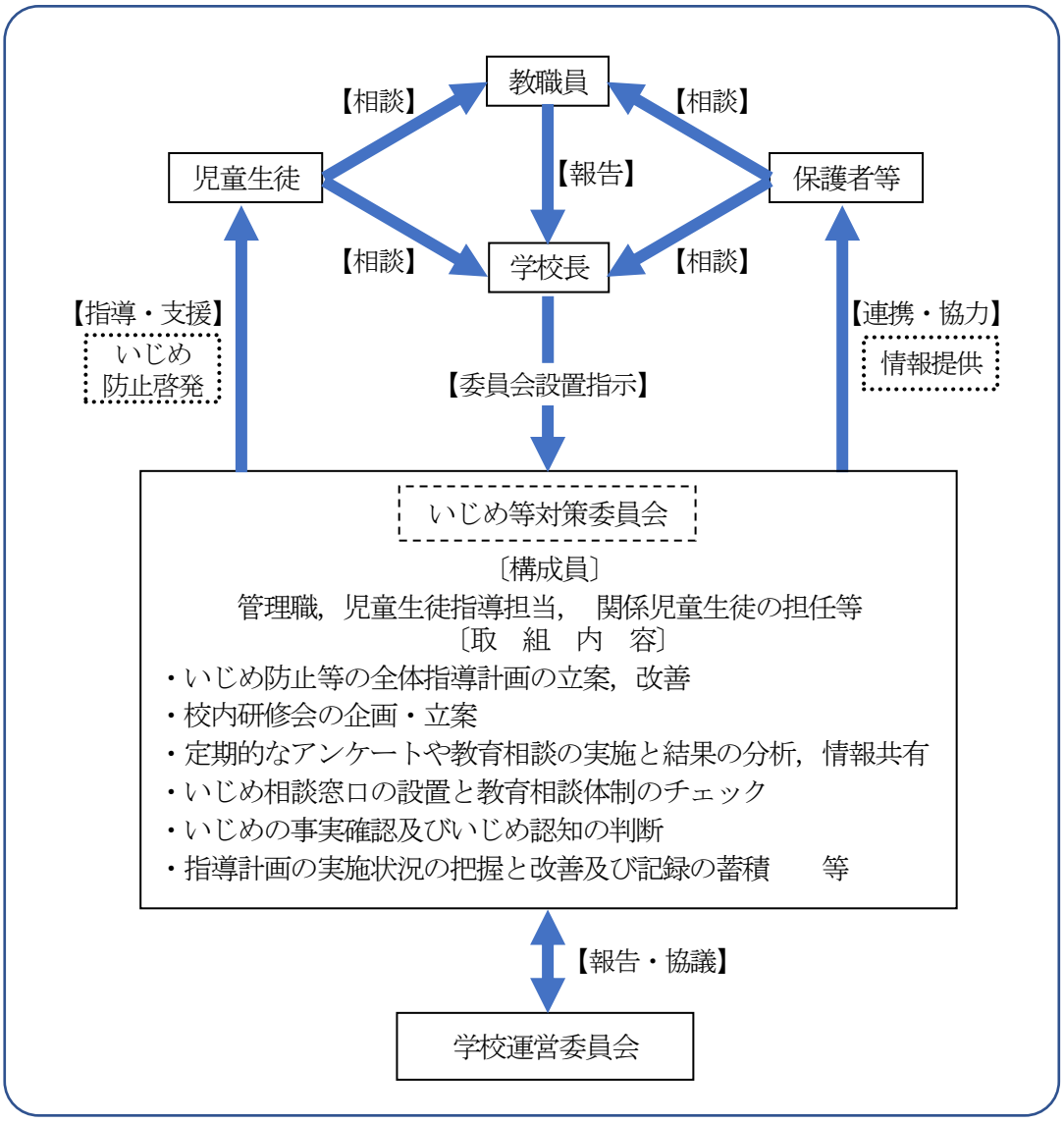

（2）いじめ防止の具体的な取組

いじめ防止等に対する取組については、家庭と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成に当たっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、組織的にいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、全教職員がいじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針を学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や学校運営委員会等の機会を生かして積極的に周知したりする。

①　いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にもあらゆる場面で起こりうる」との認識のもと、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア　「いじめゼロ強調月間」等の取組の実施

- いじめゼロ集会の実施
- いじめのアンケートの実施
- 児童生徒会からのいじめゼロの呼びかけ
- いじめに関する道徳科や学級活動などの授業
- 生活当番を中心とした校内の見回り強化
- いじめゼロに関する生活目標の設定
- 全校児童生徒によるいじめゼロの標語作成・掲示　等

イ　道徳教育の充実

- 規範意識を重点内容項目とした道徳教育年間指導計画の作成と実施
- 以下の４点を重点目標とした発達段階に即した道徳科授業の展開
  - ○ 自ら考え，正しく判断し，節度ある行動をとる。
  - ○ 思いやりの心をもち，互いに助け合い，親切にする。
  - ○ 自他の生命を尊重し，自然環境を大切にする。
  - ○ 約束や社会のきまりを守り，進んでみんなのために働く。

ウ　いじめ根絶に向けた児童生徒の自主的な活動の支援と指導

- 児童生徒が道徳科の授業や学級活動などにおいて，いじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような議論などを行う機会や場の設定
- 各学級における係活動やグループ活動等を通した望ましい人間関係づくり
- 児童生徒会主催の集会活動等を通した他者を思いやる心の育成

エ　情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーの指導
- 「情報モラルに関する必要性，情報に対する責任」を目標とした指導内容や学習活動の設定
- 「情報発信による他人や社会への影響」「情報には誤ったものや危険なものがあること」「ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味」等の計画的な指導

オ　いじめの防止及び実態把握のためのアンケートの実施

・いじめのアンケートの実施
・いじめアンケートの結果及び取組状況の成果と課題の分析，見直し

カ　特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

・性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ，児童生徒個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災児童生徒等に対するいじめを防止するための必要な対応・支援や正しい理解の促進のための指導

② いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア　児童生徒、保護者への相談窓口等の周知

・児童生徒には，学校生活全般において，学級担任を軸にした相談方法について周知
・保護者には，年度始めの学級懇談会等において，学校への相談方法について説明

イ　連絡帳や日記等の活用

・児童生徒の悩みや困りごと等の把握
・児童生徒のよさや頑張っている様子などを家庭に連絡

ウ　児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

・児童生徒への定期的ないじめのアンケートの実施や教育相談の実施
・アンケートを教育相談週間に行ったり，記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりする等，実効性の向上

エ　家庭との連携によるネットいじめの早期発見

・家庭と連携したインターネット等を通じて行われる潜在的ないじめの早期発見
・家庭でのスマートフォンや携帯電話等の正しい使い方等，ルールづくりの啓発
・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく，ネットいじめをはじめ，全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童生徒への指導

オ　いじめに関する校内研修の実施

・教職員一人一人がいじめへの認識を深め，いじめに対する指導力向上を図るための校内研修の実施
・いじめゼロ強調月間に合わせた校内研修会の開催
（研修内容）　いじめの問題の重大性についての認識を高める研修
いじめの未然防止のための事例研究
いじめの早期発見，早期対応のための事例研究
ネットいじめへの対応に関する事例研究　　等

カ　いじめの認知に対する共通理解の構築

・いじめの認知に関する事実関係や前後関係の的確かつ迅速な把握
・いじめ等対策委員会を通した事案（「いじめ」「人間関係のトラブル」）の積極的かつ丁寧な調査と組織的かつ総合的な判断
・認知したいじめに関する加害・被害両児童生徒の保護者への連絡と今後の対応や方向性等についての連携と協力

③　いじめへの対処

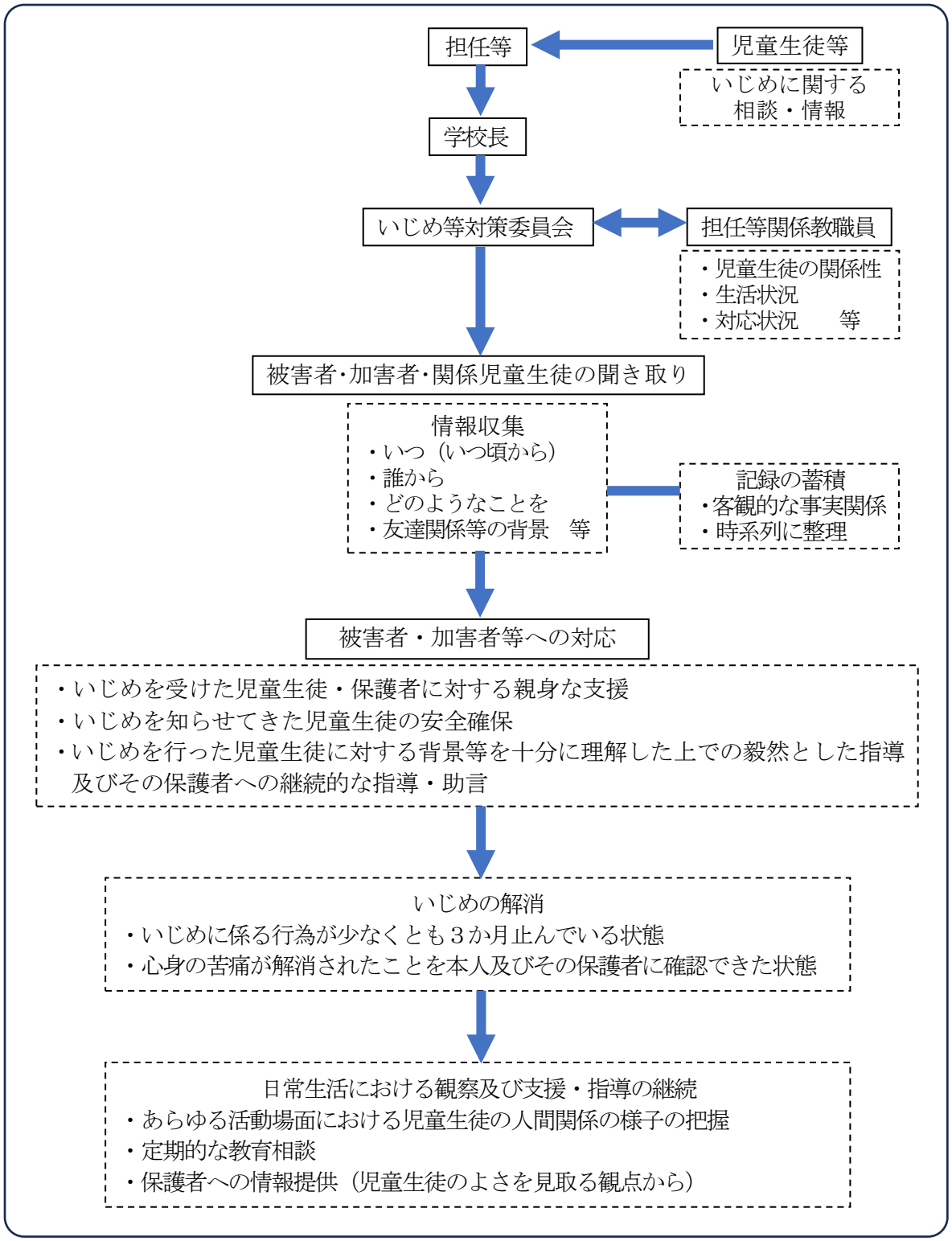

３　重大事態への対処

（ア）いじめにより児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、（イ）いじめにより児童生徒が相当の期間（年間３０日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、学校運営委員会等に報告する。また、学校運営委員会等と連携を図りながら事案に対応する。

【参考】

（ア）の具体的事例

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　　等

（イ）の期間の目安

- 年間３０日を目安にするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には当該の目安にとらわれることなく、迅速に調査に着手することが必要である。

４　取組の充実に向けて

- 本基本方針を必要に応じて学校ホームページで公開するとともに、学校運営委員会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭との連携のもとに推進する。
- 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、学校評価の結果等を検証したりするなど、ＰＤＣＡサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。